

新しい生活様式、3密（密閉・密集・密接）の回避で
飛沫感染・接触感染を避けるために、長期戦で慣らしていきましょう。

(1) 登校

- ・昇降口の扉を3ヶ所開け、児童は分散して入る。
- ・朝、昇降口で児童の体調（検温をしたか）・マスク・アルコール消毒の確認を行う。
(児童指導主任等が確認)
- ・教室の窓を開け、換気を行う。(担任)
- ・体温カード・健康観察により、児童の体調を把握する。体調不良のときは早退させる。

(2) マスクの着用

- ・基本的には、常時、マスクを着用させる。
- ・マスクの着脱では、マスクの表面を触らないでゴムの部分を持つようにさせ、内側を中にして2つ折りにして、机の脇のフックに引っかけさせる。(給食のとき)

(3) 給食

- ・しばらくは前向き給食とする。
- ・配膳前は、必ず手洗い・アルコール消毒・マスクの着用を行う。
- ・配膳時は、人との距離（1m位）をとり、おしゃべりしない。
- ・食事の際は、十分な距離を保つ。

(4) うがい・歯みがき・フッ化洗口

- ・歯みがきは、できるだけ口を結んで行い、水道でのうがいは低い位置からはき出す。
- ・フッ化洗口の後、水道で低い位置からはき出す。(飛び散り防止)
- ・歯ブラシ・コップは、使用前後に各自水洗いしておく。
- ・水道は、蛇口1つずつ抜かして使用する。並ぶときは、1mあける。

(5) 検温

- ・毎朝家庭で同じ時刻に検温を行う。体温カードは、登校したら各自広場のボックスへ学年毎に入れる。(指導助手が確認し、発熱37.5℃以上ある児童・37.5℃以上なくても平熱より高めな児童については、直ちに管理職へ報告し、保健室へ連絡。)
- ・検温できなかった場合、登校した時点で教室に入る前に保健室（職員室）で検温する。

(6) 手洗い

- ・水道は、蛇口1つずつ抜かして、使用する。並ぶときは、1mあける。
- ・洗い残しがないように、30秒かけて石けんで手洗いする。
- ・教室に入る前（落東タイム・教室移動後）やトイレの後、給食の前や昼休みの後、清掃後、下校前など、こまめに手を洗う。
- ・手を拭くハンカチやタオルは個人持ちとして、共有はしない。(ハンカチ持参)
- ・共有物（遊具・ボール・教材・図書室の本・パソコン・清掃用具など）を使用した場合は、必ず手洗いをする。
- ・手洗いの最後は、蛇口に水をかけてから、水道の水を止める。

(7) トイレ

- ・洋式トイレの使用後は、フタを閉めてから流す。(飛び散り防止)
- ・トイレ使用後の手洗いは、トイレ専用の水道を使う。

(8) 消毒

- ・1日1回以上は、水道、ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレのふた・レバーなどの消毒を行う。(全職員で下校後)
- ・給食前にトイレと水道の消毒を行う。(養護教諭)

(9) 換気

- ・休み時間は必ず換気を行う。2方向のそれぞれ1つの窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズ)を広く開けて換気をする。
- ・授業中も2方向のそれぞれ1つの窓を少し開けておく。
- ・1時間に2回は、換気をする。

(10) 鼻をかんだ後の処理

- ・ビニール袋に入れ閉じておく。ゴミ箱に捨てる時は、セロテープで留める。花粉症などで回数が多いときは、袋は個人持ちで用意する。

(11) 清掃

- ・縦割り班をやめ、学年毎に該当フロアの清掃を行う。
- ・換気をよくして、特に机・いすの持ち手・スイッチ・ドアノブ等を水拭きする。
- ・清掃終了後は、うがい・手洗いをさせる。

(12) 健康状況の把握、発熱等への対応

- ・朝のうちに、健康観察簿を保健室へ提出する。
- ・朝の健康観察で、体調不調を訴えているときは、朝の段階で早めに家庭連絡をしておく。
- ・発熱・強いだるさ・行き苦しさがある時・・・※すぐに相談していただく。
- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が4日以上続いているときは、家庭から相談してもらう。

※栃木県コールセンター(☎0570-052-092) or 県西健康福祉センター(☎0289-62-6225) ・上記の症状がある児童については、迎えが来るまで第2保健室(2階習熟度教室)で待機させる。(感染防止のため他の児童を入れない。早退した直後に部屋の消毒・換気を行う。)

(13) 出席停止について

- ・児童の感染が判明した場合または児童等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とする。(後者の場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。)
- ・発熱等のかぜ症状がみられた場合には、出席停止とする。
- ・新型コロナウイルス感染症は、第1種の感染症であり、対応等は保健所(県西健康福祉センター)と市教委・学校医の指示に従う。
- ・治癒して登校する際は、医師が記入する「意見書」(令和2年度から開始)を提出してもらう。意見書は、市内病院に設置してあるが、設置していない病院については、病院の用紙に記載してもらう。医師が記入できない場合のみ、「登校届」に保護者が記入して提出してもらう。